平成２２年（フ）第４２７号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番10―0117号、前住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目61番地　やよい苑Ｄ－１
債務者　宮城　　清
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県明石市相生町２丁目２番７号　プレステージ明石203号、住民票上の住所兵庫県明石市桜町７番１号
債務者　榎　美知子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
兵庫県明石市硯町２丁目３番13―401号、旧住所兵庫県明石市大久保町福田３丁目２番12―803号
債務者　熊谷　好久
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
兵庫県明石市大久保町西島1111番地の１　レオパレス中友５―109号、旧住所神戸市西区大津和１丁目４番地の13―10Ｃ－１号
債務者　田中　和代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
神戸市西区岩岡町岩岡407番地の３
債務者　和田　健介
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
兵庫県明石市和坂208番地の３　アメニティコート西明石３号棟305号、旧住所神戸市兵庫区湊町４丁目１番16号　フルーレゾン神戸601
債務者　紙川　　力
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市今森540番地の10
債務者　松本　泰子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
鳥取県米子市大谷町181番地１　大谷団地
債務者　金田　　翼
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６０号
広島県三原市西野２―17―１　巻幡アパート２号、住民票上の住所広島県三原市宮浦４丁目６番20―202号
債務者　吉野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
広島県三原市青葉台９番12号
債務者　岡谷　紗希
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
愛媛県宇和島市柿原1696番地１　柿原第３団地２棟２号
債務者　兵頭　正利
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第２３号
高知県安芸郡東洋町大字野根丙2439番地１
債務者　田島　　悟
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
高知県安芸郡奈半利町乙1377番地６
債務者　天野　香奈
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
高知県安芸郡北川村大字西谷355番地
債務者　岡林　光一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
福岡県久留米市山川町521番地１
債務者　高尾　　弘
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１３０号
福岡県久留米市山川町521番地１
債務者　高尾壽萬子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部